

南中学校 情報セキュリティーポリシー

1 基本方針

学校で取り扱う情報資産の適切な運用を実施するための基本方針を定める。

2 対象者

本校の職員とする。生徒及び保護者も職員に準ずる。

3 組織・体制

- (1) 校長は、すべての情報セキュリティに関する権限及び責任を負う。
- (2) 職員は、本情報セキュリティーポリシーの内容を遵守しなければならない。
- (3) 校務分掌に情報セキュリティ担当者を置く。当面、主任会のメンバーを含めて情報セキュリティ対策委員会とする。
- (4) 職員は、個人情報等のリスクの大きい情報を学校外に持ち出してはならない。
- (5) 職員は、学校ネットワーク内での不正アクセスをしてはならない。
- (6) 定期的な、情報セキュリティの点検を実施し、研修を行う。
- (7) 厳密なパスワード管理・運用を行う。

4 情報機器・ネットワーク管理

- (1) 甲府市教育情報セキュリティ対策基準に則り、甲府市教育委員会が管理する情報システムを利用する。
- (2) 学校教育系ネットワークと情報システムを対象範囲としてリスク分析し、適切な管理を行う。
- (3) 定期的に①校務系、②校務外系、③学習系、④GIGAスクール系の情報を点検し、データ管理規定により削除・保管処理を行う。
- (4) 校務用パソコンは、盗難防止対策を行い、一時的な処理以外にはデータを保管しない。なお、パソコンやネットワーク機器の目的外利用については、甲府市教育委員会の管理規定に基づき学長が判断する。
- (5) 情報機器の環境設定の変更等については、甲府市教育委員会に相談し指示に従う。
- (6) 外部記憶装置の利用については、実施手順により定める。
- (7) ウィルス駆除に関する設定が最新になるように長期利用の場合は再起動させて定義ファイルを更新させる。

5 情報資産管理

- (1) 学校の情報資産（電子・紙文書）についてリスク分類を行い管理者・保管方法を実施手順で定める。
- (2) 個人情報保護法に基づき、リスクの大きな情報の利用については、実施手順で定める。
- (3) 上記の情報セキュリティーポリシーについては、学校ホームページで公表する。
- (4) 実施手順については、非公開とする。